

精神障害者の退院促進

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

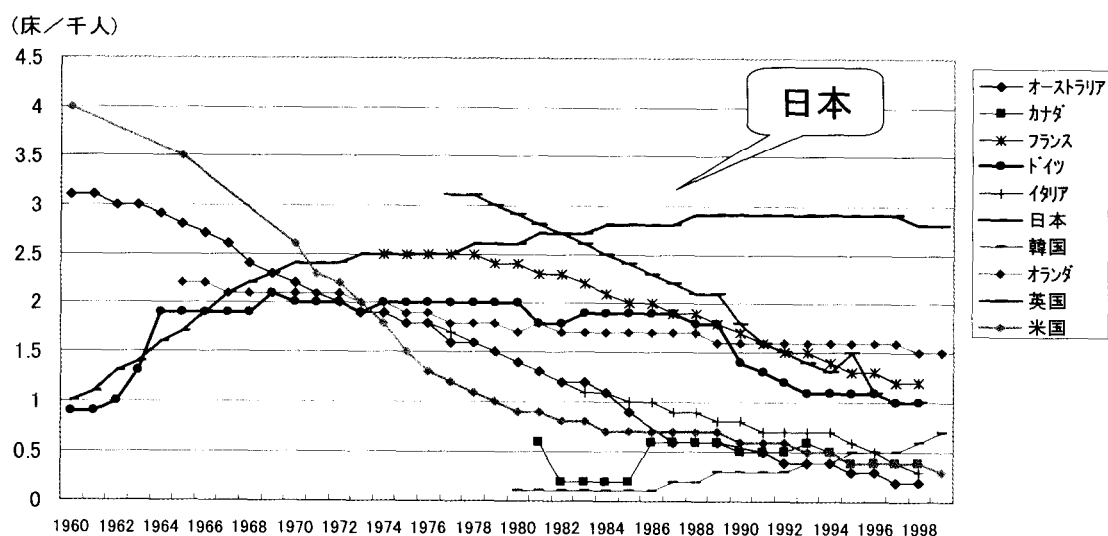
精神障害者の退院促進

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

我が国の精神病床数の状況

- 我が国の精神病床数は、約35万床。精神病床入院患者数は、約32万人。
- 人口当たりの精神病床数は、諸外国においてはここ数十年で病床削減・地域生活支援強化等の施策を通じて減少しているのに対し、我が国では、概ね横ばい状態であり、かつ、諸外国を大幅に上回っている。

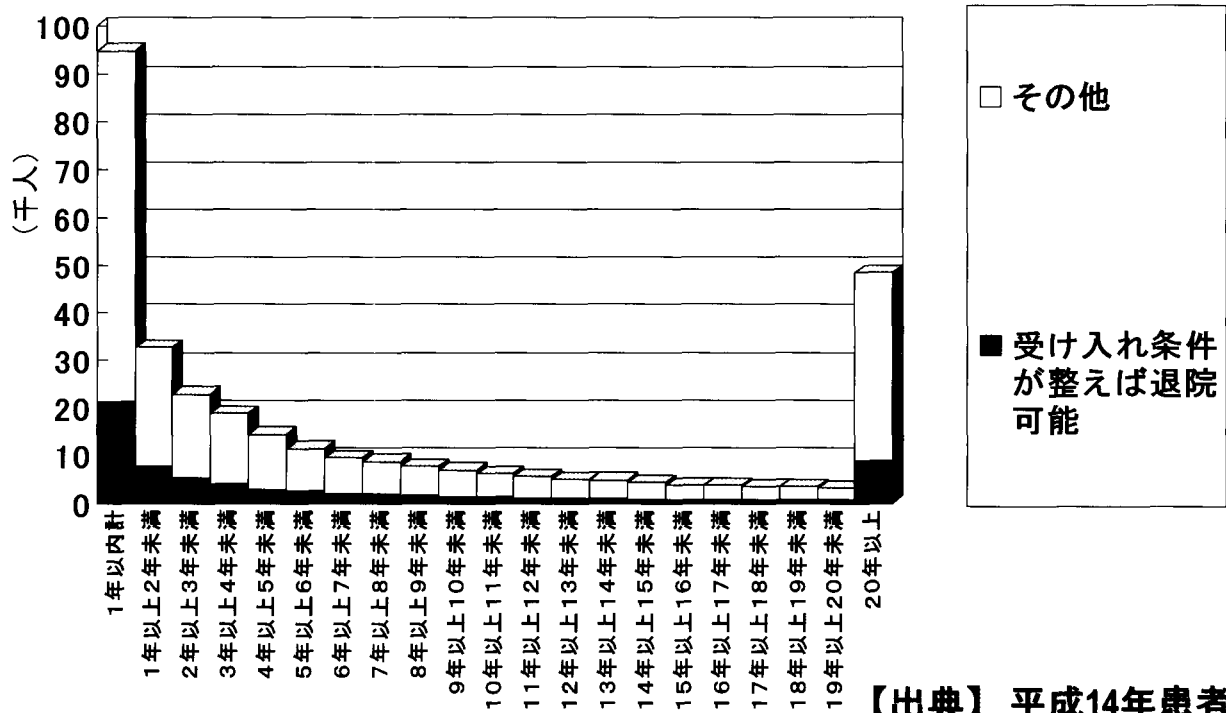
【人口当たり精神病床数(OECD)】



OECD Health Data 2001

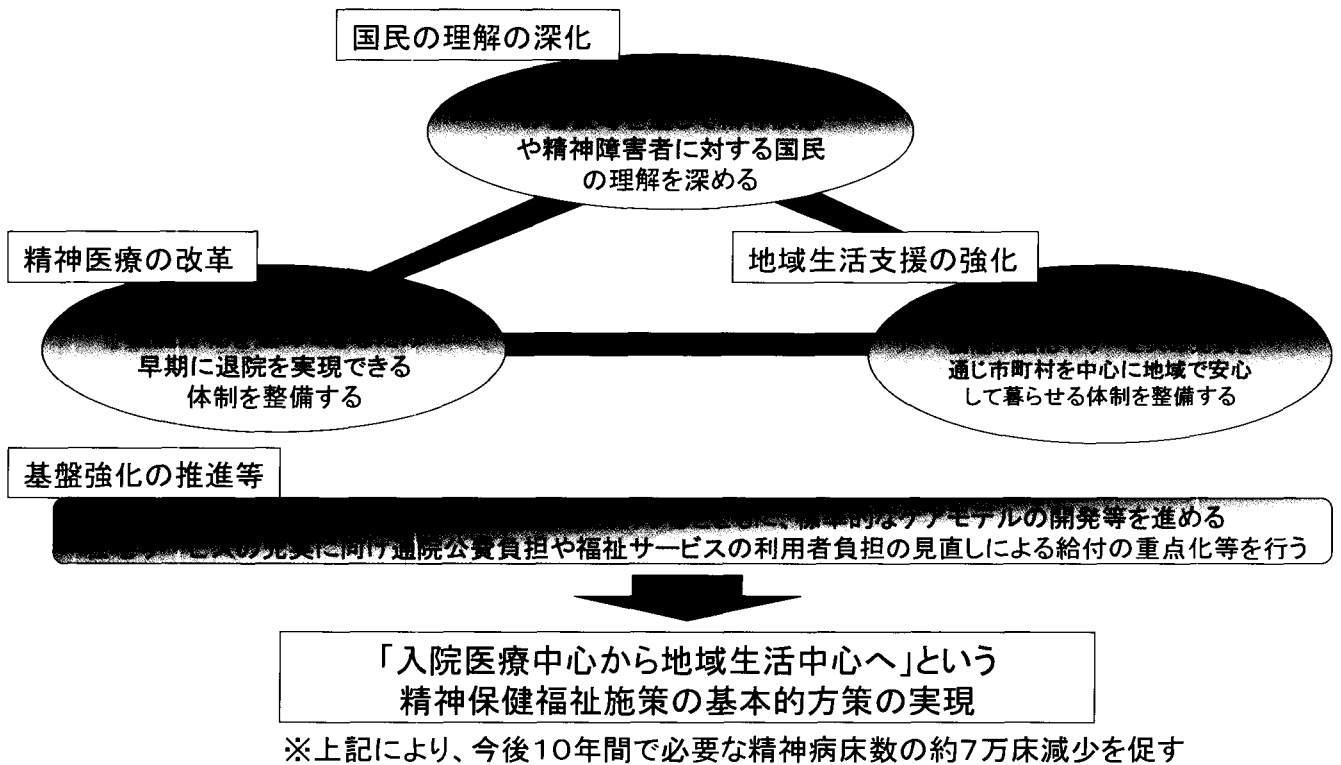
受入条件が整えば退院可能な入院期間別患者数

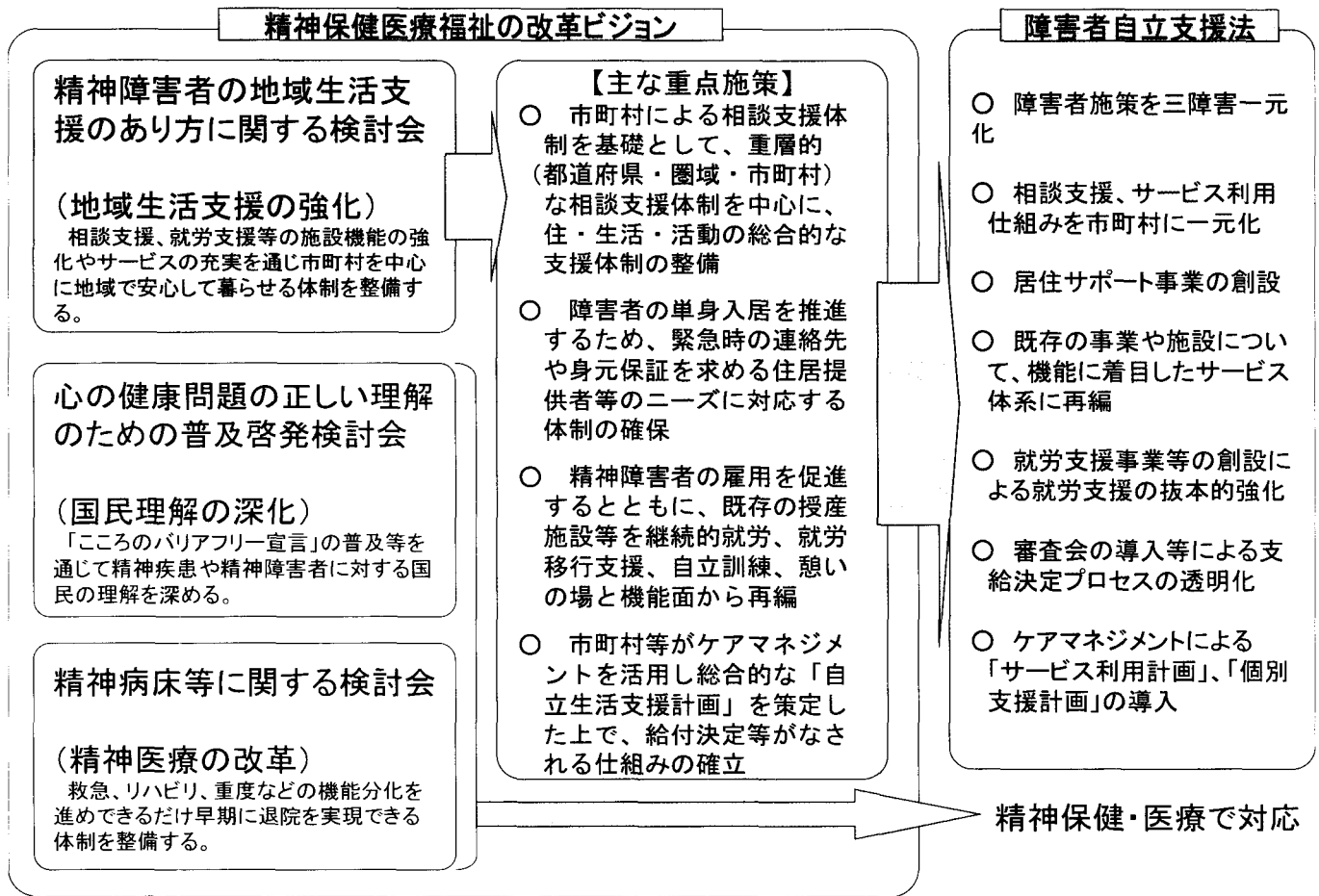
受入条件が整えば退院可能な精神入院患者は約7万人であるが、入院期間から見ると、その約半数は入院3年未満（この傾向は、ここ数年ほぼ変化なし）



精神保健福祉施策の改革ビジョン(平成16年8月)の枠組み

精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、
 ①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を今後10年間で進める。

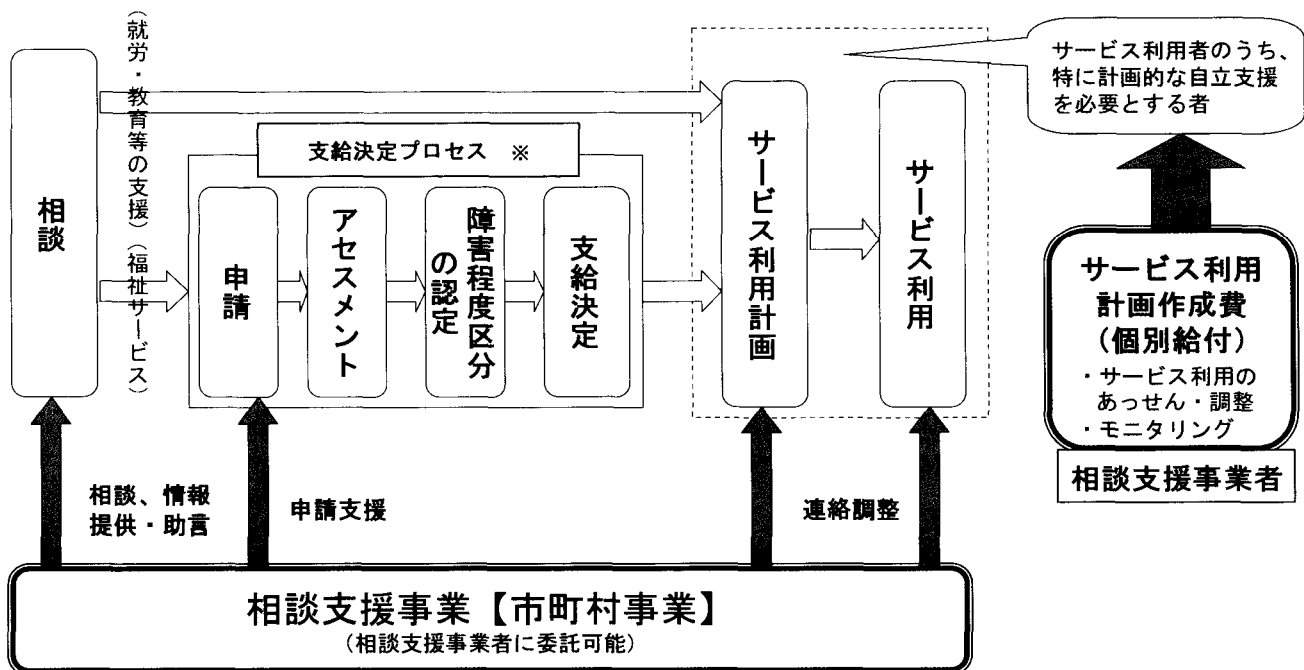




相談支援事業とサービス利用について

障害者のニーズに応じて、支援を効果的に実施するための仕組み（ケアマネジメント）を制度化。

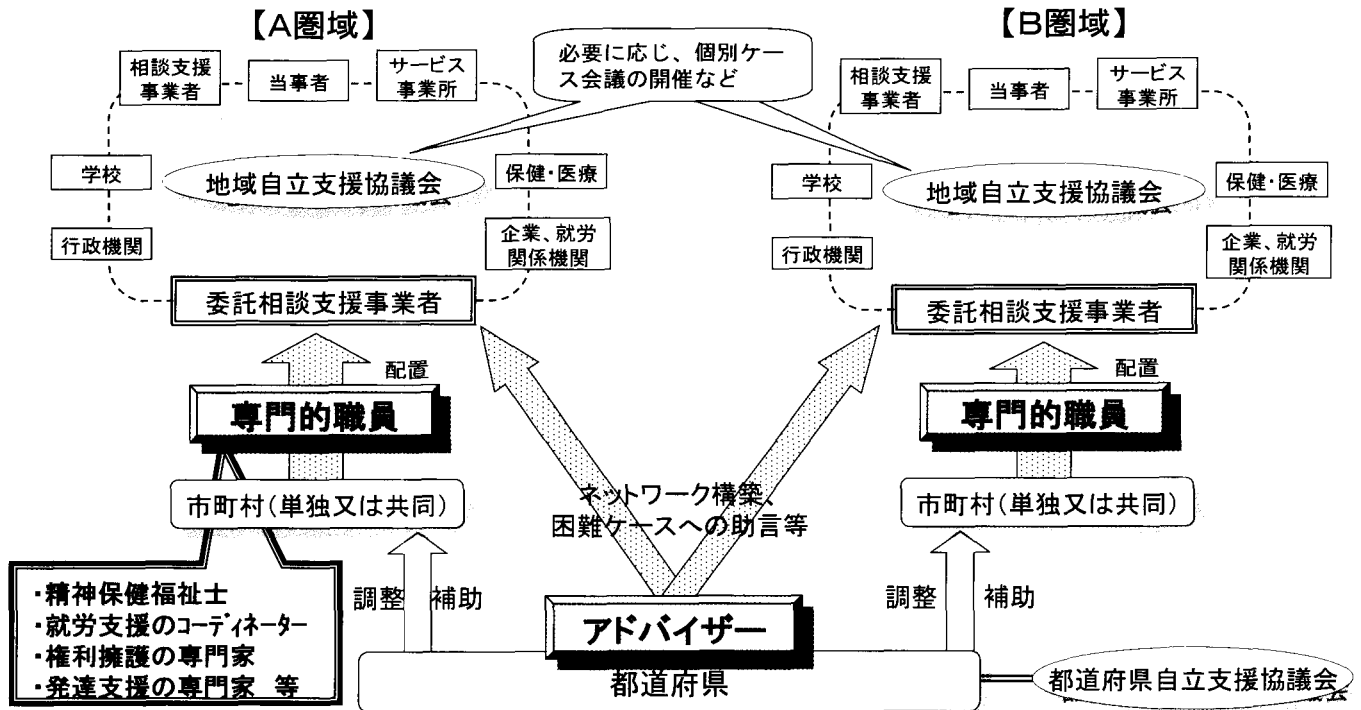
- (1) 一人一人の利用者が、必要に応じて支援を受けられるよう、市町村の必須事業（地域生活支援事業）として相談支援事業を位置付け、これを相談支援事業者に委託できるようにする。
- (2) 特に計画的な支援を必要とする者を対象として、サービス利用のあっせん・調整などを行うための給付（サービス利用計画作成費）を制度化。



※支給決定事務の一部（アセスメント等）について、市町村から相談支援事業者へ委託可能。

相談支援体制の整備について(イメージ)

- 新制度において、相談支援事業を市町村に一元化することとしているが、直ちに、市町村では十分な体制を確保できない場合も想定されることから、次のとおり、都道府県が積極的に支援を行う。
 - ・ 相談支援に係る専門的職員を市町村に配置
 - ・ アドバイザーの派遣を通じ、圏域ごとのネットワークづくり、困難ケースへの対応等を支援



地域自立支援協議会

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。〔交付税〕

【実施主体】

市町村（複数市町村による共同実施可）

【構成メンバー】

相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等

【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保（事業評価）
- ④ その他（市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議など）

【地域の実情に応じた運営】

- ・ 権利擁護等の分野別のサブ協議会（部会等）を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで実施
- ・ 運営を指定相談支援事業者に委託

都道府県自立支援協議会

【概要】

都道府県全体における相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、主導的役割を果たす協議の場として設置する。〔交付税〕

【実施主体】

都道府県

【構成メンバー】

相談支援事業者、学識経験者、市町村 等

【主な機能】

- ① 都道府県内の市町村又は圏域（地域自立支援協議会単位）ごとの相談支援体制の状況を把握・評価し、整備方策等を助言
- ② 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- ③ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ④ その他（都道府県障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議など）

都道府県相談支援体制整備事業 （アドバイザー派遣）

【概要】

都道府県に、相談支援に関する広域的支援を行うアドバイザーを配置する。〔補助金〕

【実施主体】

都道府県

【事業の具体的内容】

- ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・地域では対応困難な事例に係る助言
- ・地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
（例：権利擁護、就労支援などの専門部会）
- ・広域的課題・複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・地域の相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助 等

【アドバイザーの担い手】

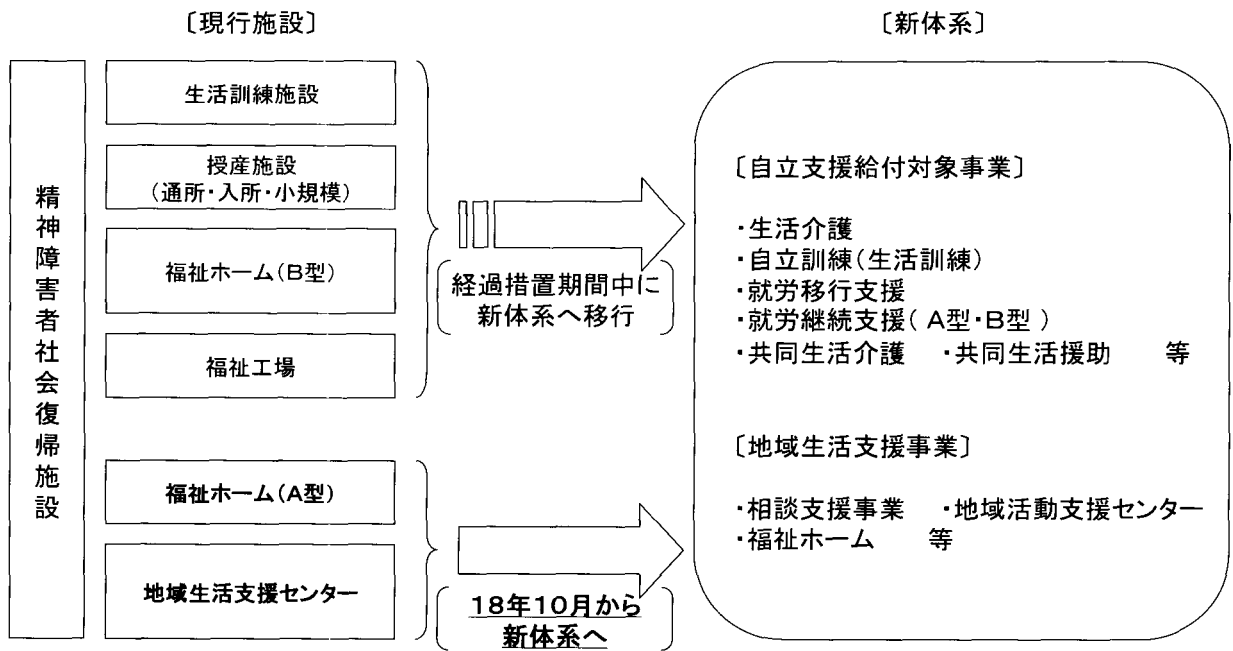
- ・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- ・障害者支援に関する高い識見を有する者

【都道府県自立支援協議会との関係】

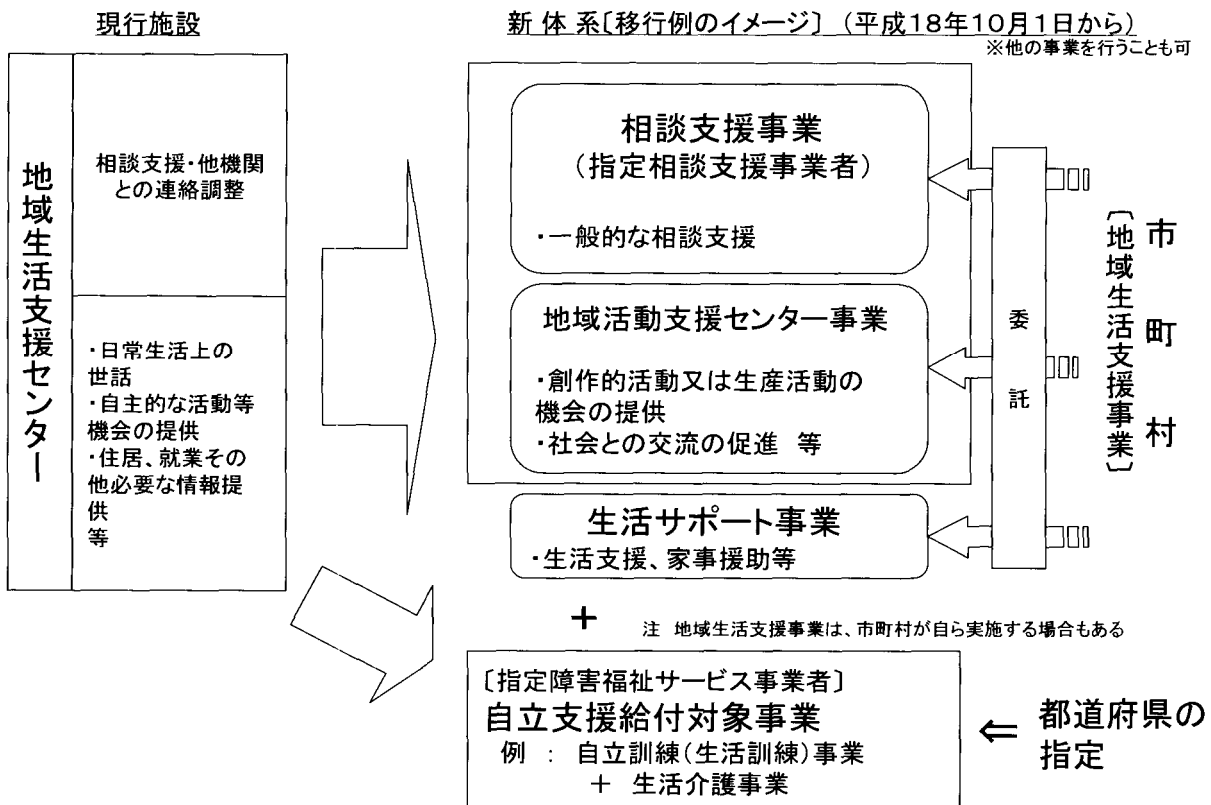
配置するアドバイザーの職種や人員等について協議

精神障害者社会復帰施設の新体系サービスへの移行について

- 地域生活支援センター、福祉ホーム(A型)については、平成18年10月から新体系へ移行。
- 上記以外の精神障害者社会復帰施設については、現在の利用者の状況、人員配置等の基準等に照らし、新体系に直ちに移行することが困難と思われることから、経過措置の対象とする。



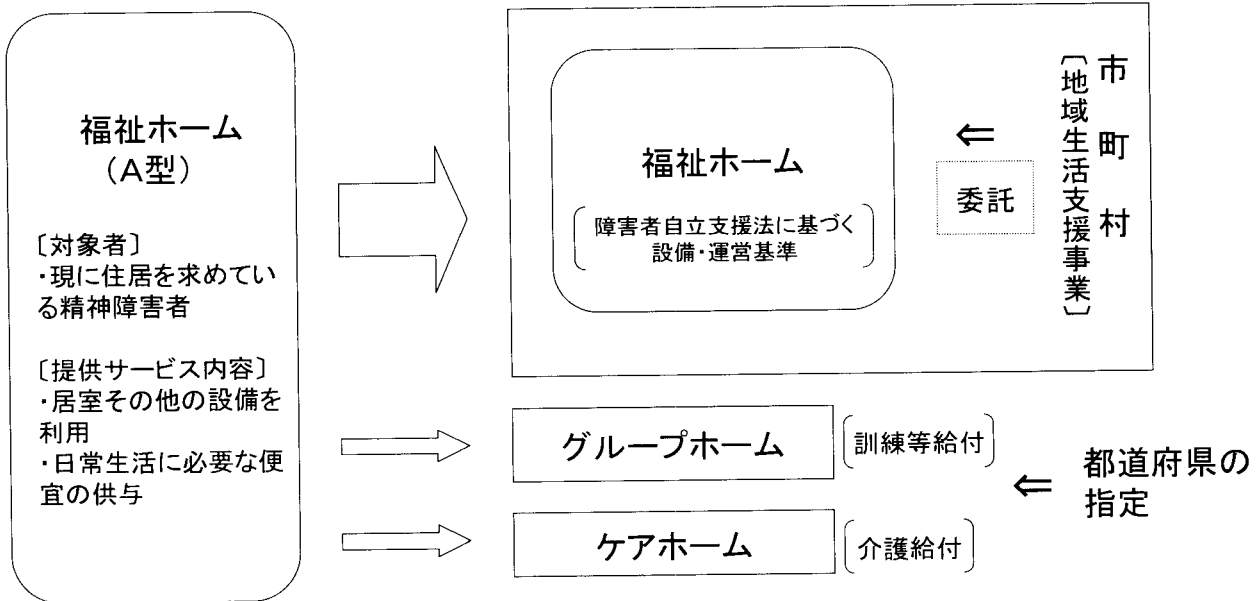
精神障害者地域生活支援センターの移行



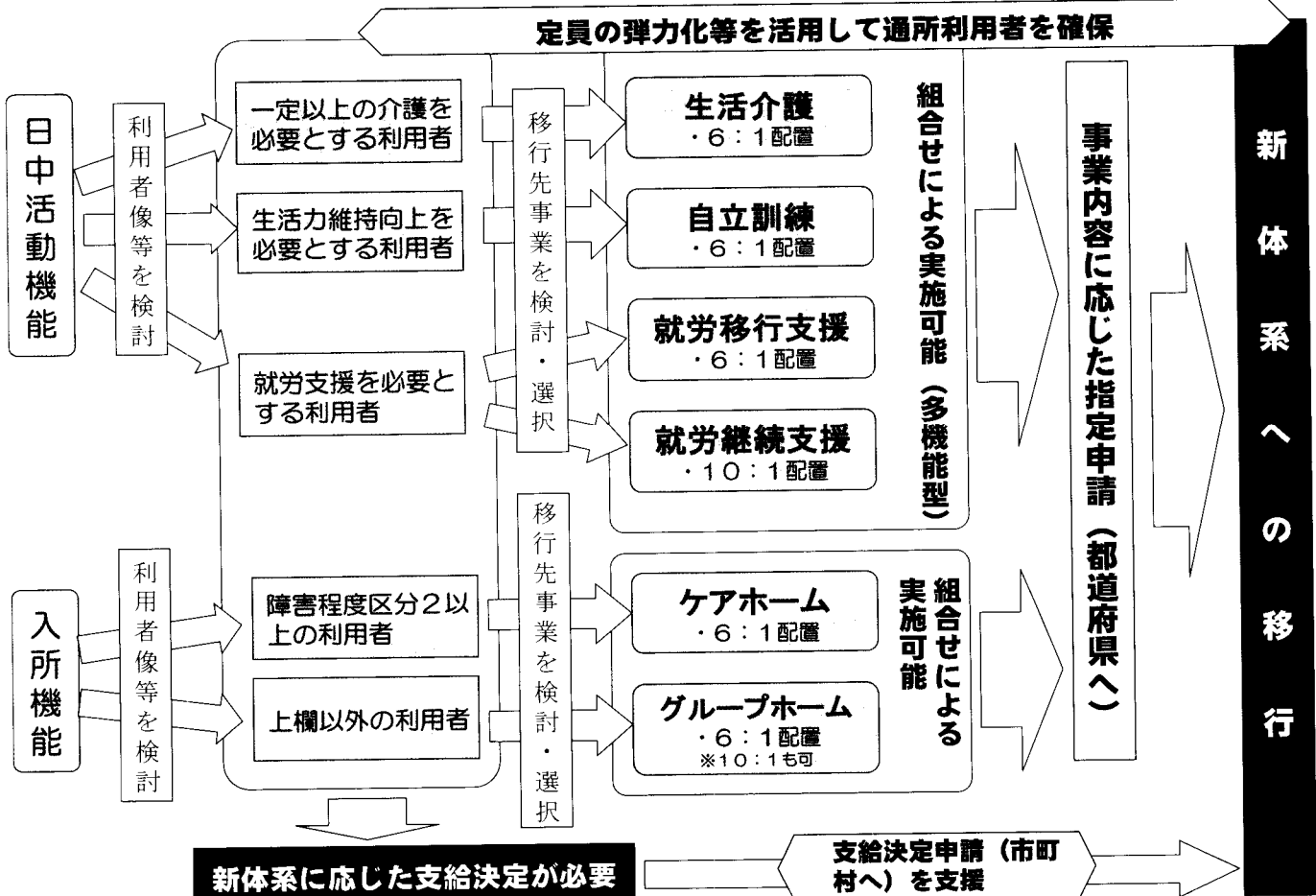
精神障害者福祉ホーム(A型)の移行

現行施設

新体系[移行例イメージ] (平成18年10月1日から)



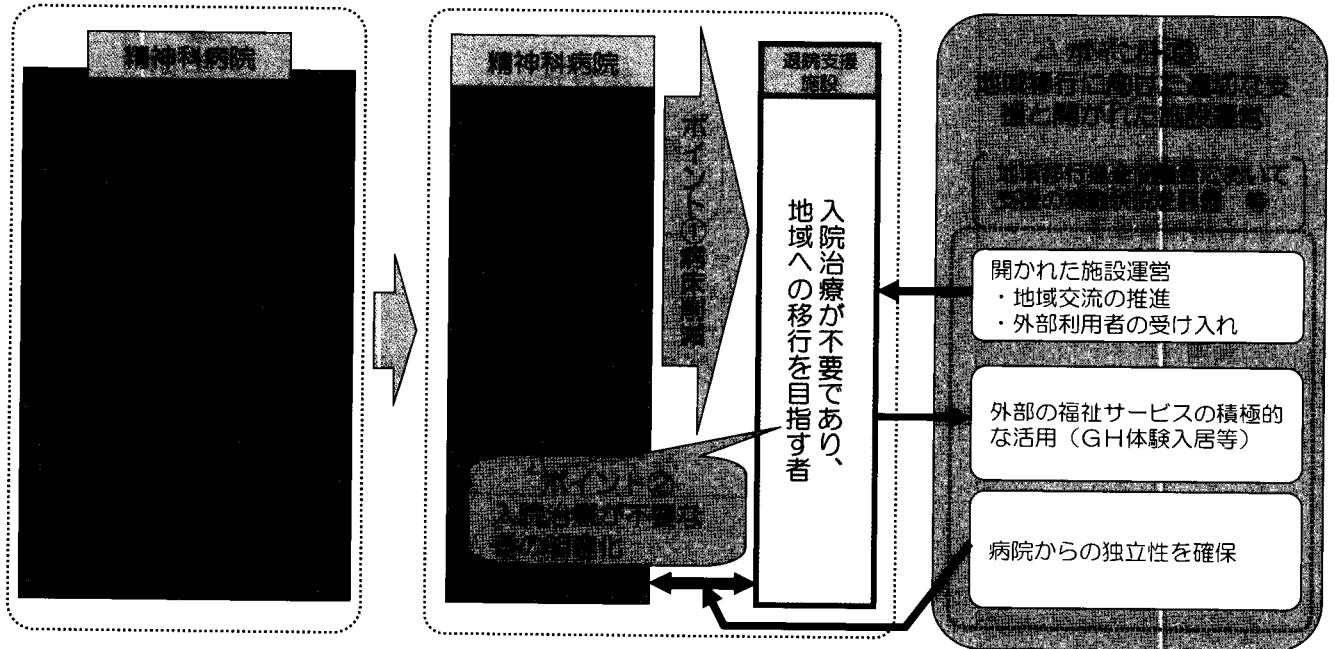
社会復帰施設の新体系(個別給付サービス)への移行について



精神障害者退院支援施設について

【ポイント】

- ① 精神病床の削減（定員と同数の病床数を削減）
- ② 入院治療が不要な者の明確化
- ③ 地域移行に向けた適切な支援と開かれた施設運営



精神障害者退院支援施設の概要(案)

	精神障害者退院支援施設	
	病棟設備を転用する場合	外で設置する場合
法律位置付け	自立訓練(生活訓練)、就労移行支援の加算事項	
定員規模	20人以上60人以下	20人から30人程度
居室	○1室当たり4人以下 ○1人当たり床面積：6㎡以上	○原則として個室 ○1人当たり床面積：8㎡以上
設備	食堂、浴室、洗面設備、便所等	
人員配置	【生活訓練の場合】 ○生活支援員 6:1以上 【就労移行支援の場合】 ○職業指導員・生活支援員 6:1以上 ○就労支援員 15:1以上 【共通事項】 ○サービス管理責任者 1人 ○夜間の生活支援員 1人以上	
報酬基準 (日単位)	<定員40人以下の場合> ○生活訓練 : 639単位 → 1月(22日)分 : 14,058単位 ○就労移行支援 : 736単位 → 1月(22日)分 : 16,192単位 ○精神障害者退院支援施設加算 <宿直体制> 115単位 → 1月(30日)分 : 3,450単位 <夜勤体制> 180単位 → 1月(30日)分 : 5,400単位	
備考	○2年乃至3年の標準利用期間(日中の自立訓練、就労移行支援に夜間が付属) ○精神病棟転換によって設置(病棟設備の転用又は病棟建物外での設置)	

地域生活支援事業と精神障害者支援

- 地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい各般の事業について、地域生活支援事業として法定化。国は、予算の範囲内において、市町村及び都道府県の実施する地域生活支援事業の実施に要する費用の2分の1以内(都道府県は市町村に4分の1以内)を補助。
- 精神障害者のニーズを踏まえ、居住サポート事業や退院促進支援事業を市町村、都道府県の事業として位置づけ。

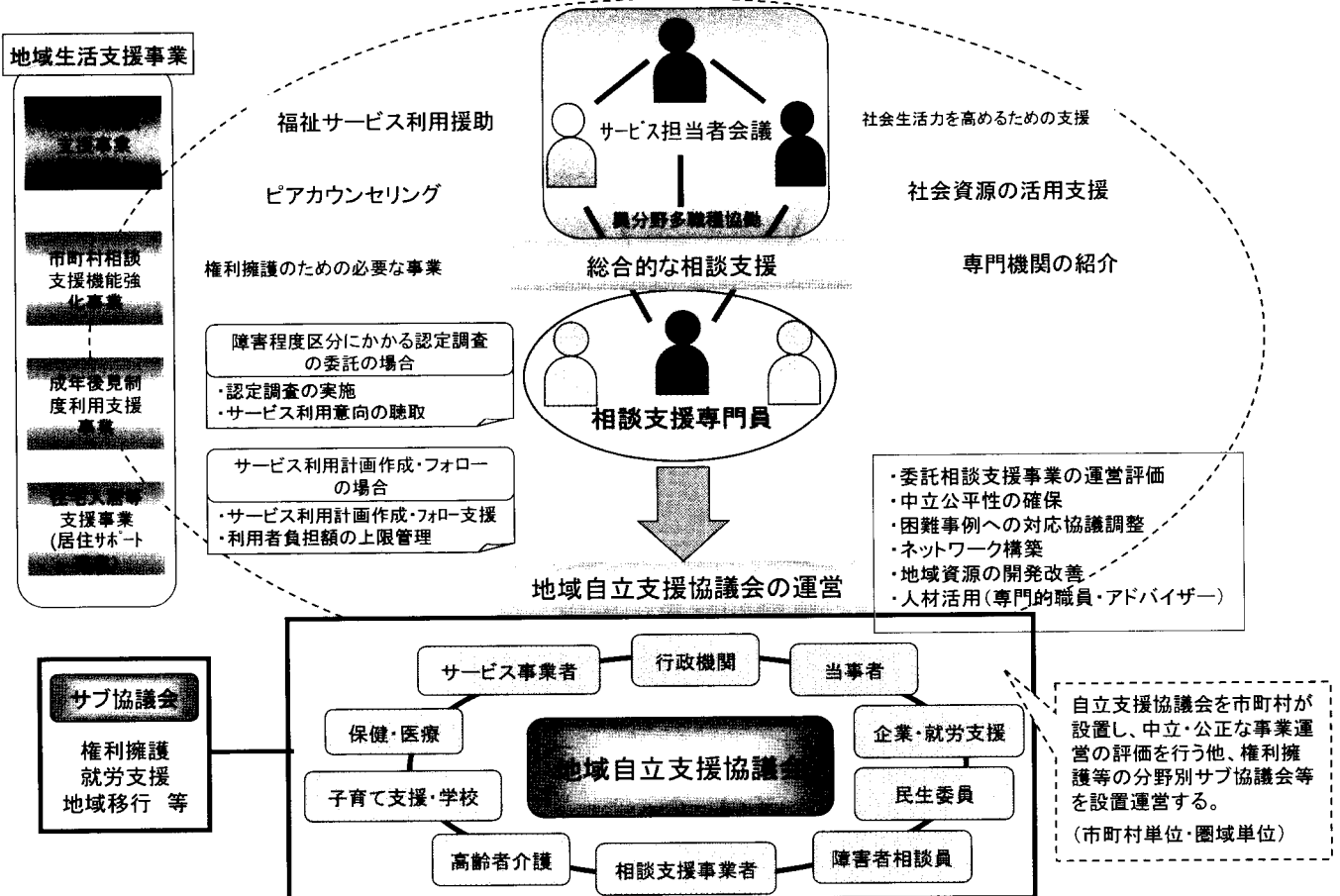
市町村事業の例

- 障害者相談支援事業〈地方交付税〉
地域の障害者等の福祉に関する相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行う。
- 市町村相談支援機能強化事業〈国庫補助〉
相談支援事業の機能強化のため、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門的職員を配置する。
- 成年後見制度利用支援事業〈国庫補助〉
知的障害者、精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、成年後見制度の利用を支援する。
- 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)〈国庫補助〉
賃貸住宅への入所を希望しているが保証人不在等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援や、家主等への相談・助言等を行う。
- 地域活動支援センター事業〈国庫補助〉
障害者等に対し、通所で、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを、地域の実情に応じて実施。

都道府県事業の例

- 精神障害者退院促進支援事業〈国庫補助〉
受入条件が整えば退院可能である精神障害者に対し、退院に向けた支援を行う。

障害者相談支援事業のイメージ



市町村相談支援機能強化事業

【目的】

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能を強化することを目的とする。

【事業内容】

- (ア) 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- (イ) 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

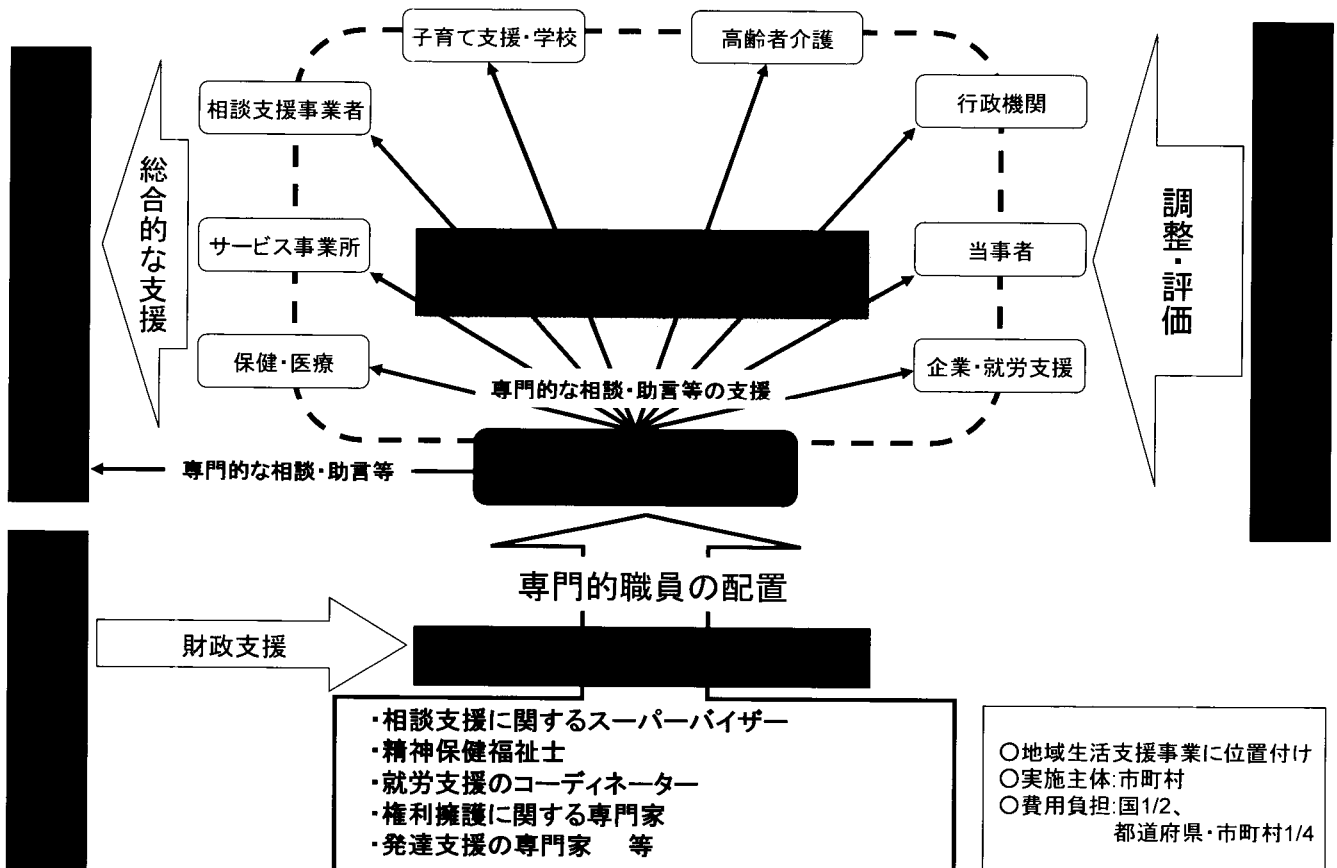
【専門的職員】

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

【留意事項】

- (ア) 地域自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること
- (イ) 地域自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。
- (ウ) 都道府県自立支援協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

市町村相談支援機能強化事業



成年後見制度利用支援事業

【目的】

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

【事業内容】

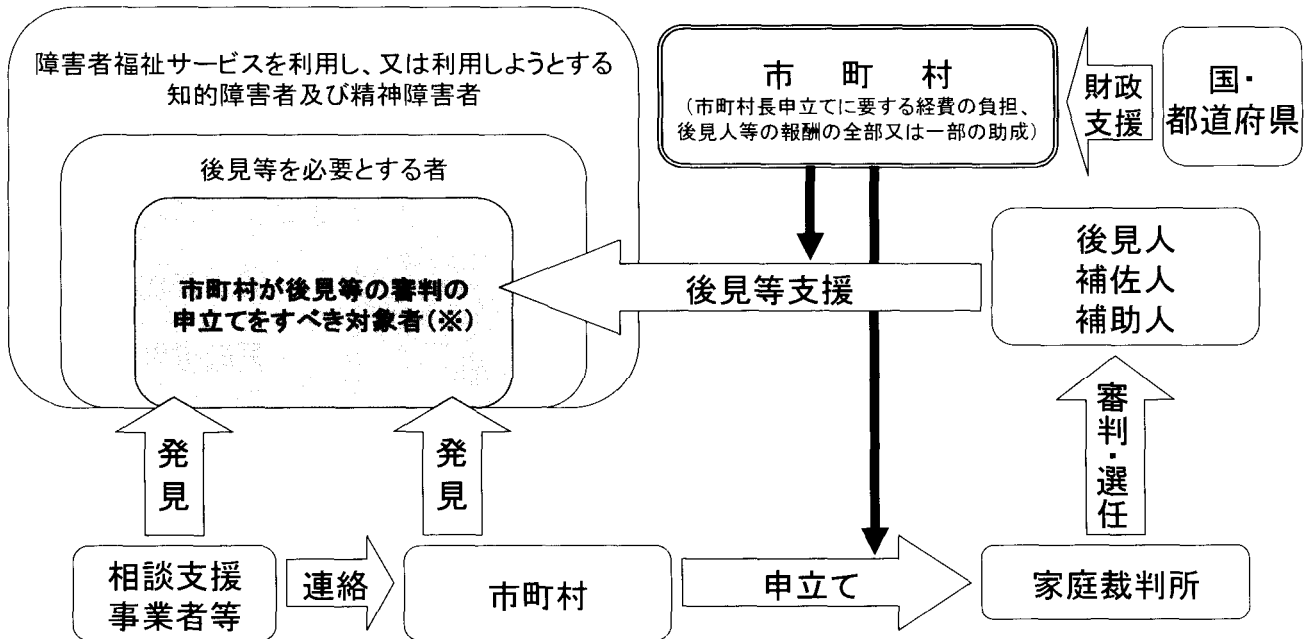
成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

【対象者】

次のいずれにも該当する者

- (ア) 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者
- (イ) 市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者
- (ウ) 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

成年後見制度利用支援事業



※市町村が後見等の審判の申立てをすべき対象者(次のいずれにも該当する者)
 ・身寄りのない(原則、2親等以内の親族がいない)重度の知的障害者及び精神障害者
 ・所得状況等を勘案し、申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

○地域生活支援事業に位置付け
 ○実施主体:市町村
 ○費用負担:国1/2、都道府県・市町村1/4

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

【概要】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）
（指定相談支援事業者へ委託することができる。）

【対象となる障害者】

知的障害者又は精神障害者（住居の確保により退院・退所できることとなる者を含む）であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

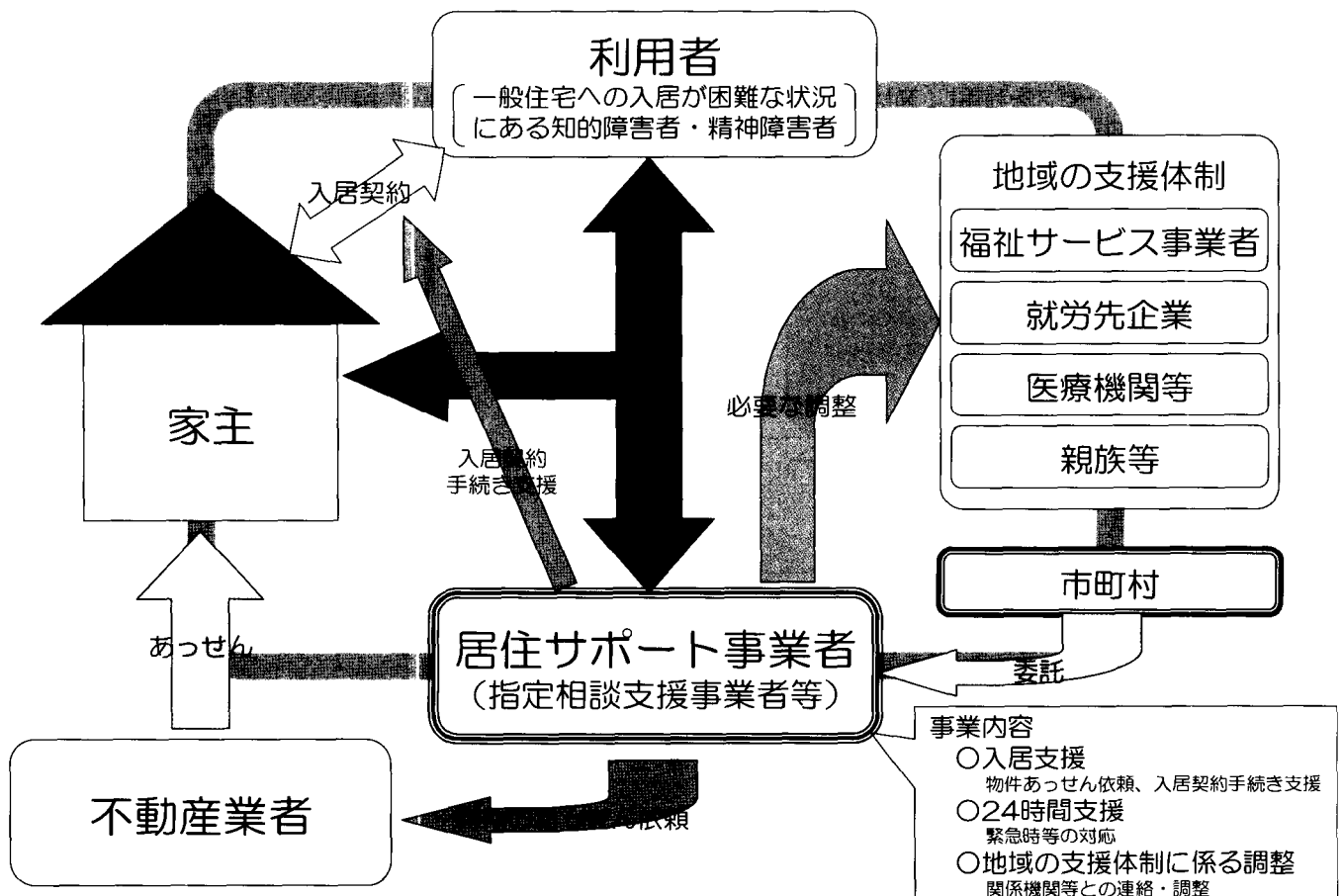
ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。

【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

- （1）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）
※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。
- （2）24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、必要な支援を行う。）
- （3）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整
利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）（イメージ図）



地域活動支援センターの要件について（例）

地域活動支援センターは、地域生活支援事業として位置づけられたものであり、実際の委託や助成の内容については、市町村が地域の実情に応じて設定。

I 型 (国庫補助加算標準額600万円) ○実利用人員概ね20人以上 ○職員3名(うち1名非常勤可) ※ 交付税による自治体補助事業と一体的に運営	II 型 (国庫補助加算標準額300万円) ○実利用人員概ね15人以上 ○職員3名(うち2名非常勤可) ※ 交付税による自治体補助事業と一体的に運営	III 型 (国庫補助加算標準額150万円) ○実利用人員概ね10人以上(※) ○小規模作業所としての運営実績概ね5年以上 ○職員2名(うち1名非常勤可) ※ 交付税による自治体補助事業と一体的に運営
---	--	---

+

※18年度に限り、経過措置として5人以上も可

地方交付税による自治体補助事業（基礎的事業分）

- 補助額 600万円
（平成17年4月障害福祉課調査による自治体補助の実績平均額）
- 利用定員等の規定無し
- 職員2人以上(非常勤可)

国庫補助のない小規模作業所に対する自治体補助事業

精神障害者退院促進支援事業の概要について

【概要】

精神病院に入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能である者に対し、円滑な地域移行を図るための支援を行う。

【事業の具体的内容】

対象者の個別支援等に当たる自立支援員を指定相談支援事業者等に配置し、精神病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ退院に向けての支援を行い、精神障害者の円滑な地域移行の促進を図る。

（主な支援内容）

- ・精神病院内における利用対象者に対する退院への啓発活動。
- ・退院に向けた個別の支援計画の作成。
- ・院外活動（福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等）にかかる同行支援等
- ・対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- ・退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

【自立支援員の要件】

精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者

【留意事項】

（関係機関への周知）

管内市町村、精神病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対して広く周知し、本事業の実施に係る対象者の申請、協力施設の拡充及び支援体制の充実等、事業の円滑な実施を図ること。

（対象者の選定等）

実施主体、市町村、精神病院医師、福祉サービス事業者等で構成する協議会等を設置し、客観的な視点に立って対象者の選定を行うこと。

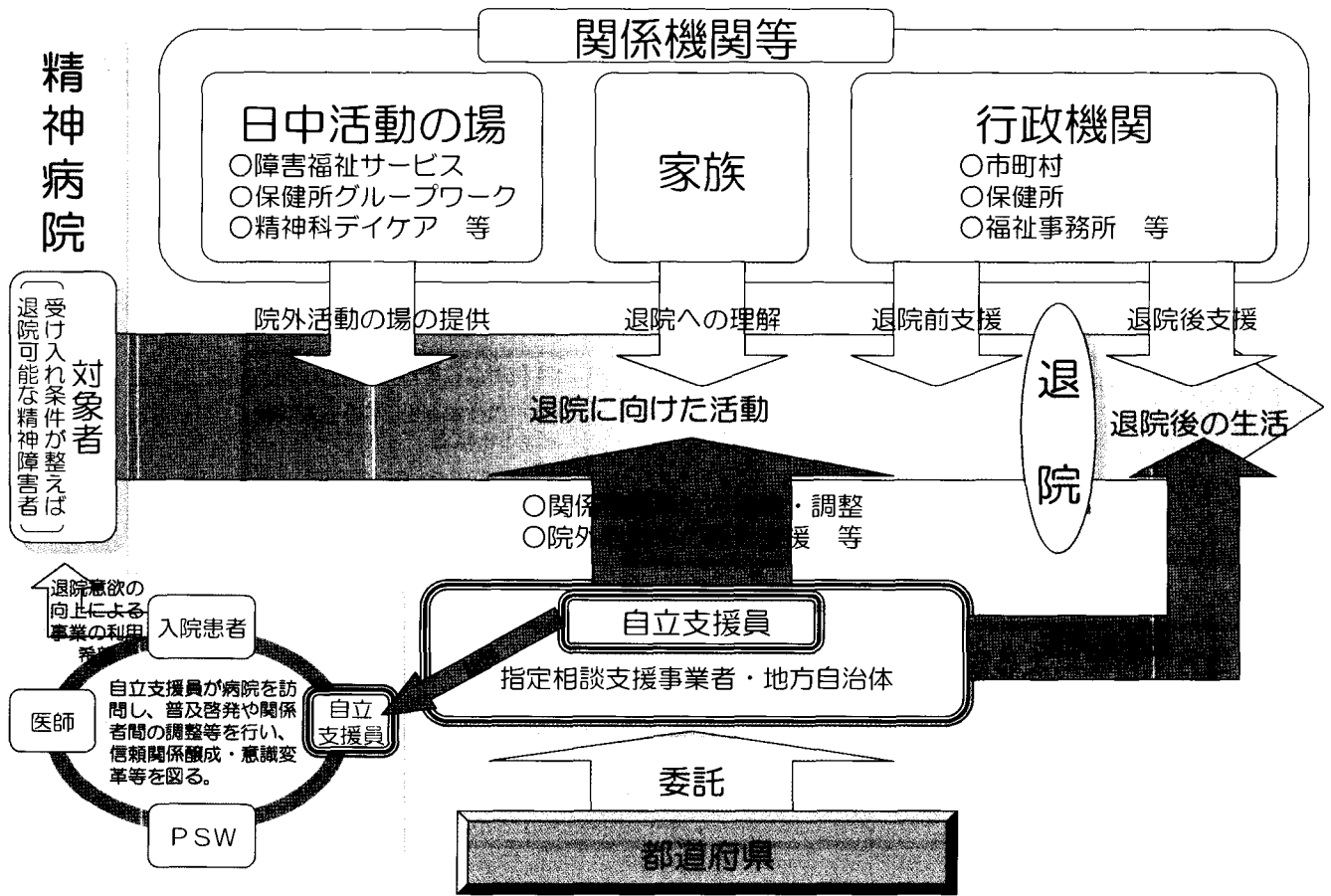
（関係機関との連携）

対象者の円滑な地域移行を図る観点から、相談支援事業者、その他福祉サービス提供者、保健医療サービス事業者等と連携を図ること。

（事業の評価）

地域における支援体制等に関する課題が明らかになった場合には、地域自立支援協議会に報告するなど、課題解消に向けた方策を検討するよう努めること。

精神障害者退院促進支援事業（イメージ図）



障害関係サービスの計画的整備

